

関税法第 24 条第 1 項の規程に基づく、敦賀税関支署管内における本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

平成 17 年 5 月 31 日 敦 掲 示 第 1 号
[最終改正：平成 29 年 6 月 6 日 敦 掲 示 第 1 号]

敦賀税関支署長 山外 和雄

1. 船舶と陸地との交通場所

	指定交通場所	船舶の係留場所
(1)	桜岸壁桜防波堤	
(2)	川崎・松栄埠頭内岸壁（川崎・松栄 B、川崎・松栄 C）に港湾施設管理者が設置した出入口	川崎・松栄埠頭内岸壁（川崎・松栄 B、川崎・松栄 C）
(3)	金ヶ崎埠頭内岸壁（金ヶ崎 C、金ヶ崎 D）に港湾施設管理者が設置した出入口	金ヶ崎埠頭内岸壁（金ヶ崎 C、金ヶ崎 D）
(4)	鞠山北埠頭内岸壁（鞠山北 A、鞠山北 B、鞠山北 C）に港湾施設管理者が設置した出入口	鞠山北埠頭内岸壁（鞠山北 B、鞠山北 C）
(5)	北陸電力㈱が設置したゲート	北 陸 電 力 ㈱ ・ 敦 賀 セ メ ン ト ㈱ 共 同 岸 壁
(6)	鞠山南埠頭内岸壁（鞠山南 A）に港湾施設管理者が設置した出入口	鞠山南埠頭内岸壁（鞠山南 A）

ただし、上記(1)の場所は、沖がかり船と陸地との交通に、上記(2)から(6)の場所は、それぞれの岸壁にけい留している船舶と陸地との交通に限る。

2. 貨物の積卸場所

イ. 敦賀港

(1) 指定保税地域の岸壁の沿岸

(2) 指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁の沿岸（当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）

(3) 保税地域への貨物の搬出入と積卸しとが一体的に行われる装置（パイプライン）を有する岸壁の沿岸

(4) 北陸電力(株)・敦賀セメント(株)共同岸壁の沿岸（本船扱い貨物に限る。）

(5) 桜岸壁桜防波堤（ただし、携帯品、託送品及び船用品に限る。）

ロ. 福井港

指定保税地域以外の保税地域前面の岸壁の沿岸（当該保税地域に搬出入される貨物に限る。）

附 則

- 1 この告示は、平成 29 年 6 月 6 日から施行する。